

門下生及び保護者各位

新型コロナウイルス関連対策（お休み延長）について

平素は魚本流の活動にご理解、ご協力を頂き誠に有り難うございます。

本日、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言の延長が政府の方から発表され、5月31日（日）迄、不要不急の外出の自粛や、学校の休校だけでなく、人が集まる施設の使用制限や休業要請が引き続き行われることになりました。政府の要請は、国内のコロナ感染爆発を防ぎ、出来る限り短期間で収束させる事が目的となっているため、

魚本流では、政府の発表した要請に協力して、**全道場のお休みを延長して**

令和2年 4 / 9（木）～令和2年 5 / 31（日）

の間にさせて頂く事になりました。

ところで、5月分の月会費に充填させて頂いた会費は、さらに6月分の月会費に充填させて頂き、5月末の月会費のお引き落としをしない形で対応させて頂きます。つきましては、6月分の月会費の充填させて頂く会費分の返金が必要な方がいらっしゃるようでしたらお申し出により返金させて頂きます。（ただし、返金した場合、5月末に6月分の月会費のお引き落としをさせて頂くこととなります。）

何かご不明な点がございましたら、魚本流総本部事務局までご連絡下さい。

国内でのコロナ問題が収束するまで、皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。押忍

令和2年5月4日

一般社団法人

魚本流空手拳法連盟総本部事務局

TEL : 072-243-7727